

マルティロック特約店運用上の遵守事項

- 【1】 合鍵作製マシン、ピンキット、キーブランクの取り扱いについて
合鍵作製マシン、ピンキット、キーブランクの3品につきましては
特約店のみに販売する商品です。従いまして特約店から他の業者へ転売することは
出来ません。
特にキーブランクは特許商品であり、登録された特約店のみ合鍵作製を承認しています。
- 【2】 購入品のお支払いについて
最初にご購入頂く合鍵作製マシンとピンキットは、商品と引き換えにお支払い頂き
ます。それ以降のお支払い方法については、以下の通りといたします。
① 最初の6ヶ月は、商品の代引き扱いと致します。
② 7ヶ月目以降は「月末」「20日」のどちらかの締め日を選択して頂き、
締め日から一ヶ月以内にお支払い下さい。
また弊社が必要と判断した場合、予納金（保証金）のご請求をすることがあります。
- 【3】 合鍵作製について
お客様から合鍵作製の申し出が合った場合、必ず「マルティロックカード」
「身分証明書」「現在お使いのキー」の提示を求めて下さい。
- 【4】 マスター組について
マスター、逆マスター等のキーシステムを利用する場合、必ず弊社までご一報願いま
す。システムリストの中には除外コード（禁止コード）が多数含まれております。ご一
報頂かないでシステムリストを作成し、除外コード（禁止コード）を使用して不具合が
発生した場合、弊社はその責任を負いかねます。
- 【5】 上記【1】【2】【3】の項目に抵触した場合
上記の【1】【2】【3】については、特約店として遵守して頂きたい基本3項目です。
【2】に付いては、お支払いが滞った場合には、出荷停止、特約店解除の手続きを取ら
せて頂きます。
【1】【3】に付きましても事実が判明次第、特約店解除、損害賠償請求等の
手続きを取らせて頂くことがあります。